

○特定自動運行実施者に対する指示

(第 75 条の 26 第 1 項)

処分基準

令和 5 年 4 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 75 条の 26 第 1 項
処分の概要	特定自動運行実施者に対する指示
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 75 条の 26 第 2 項
処分基準	別紙のとおり
問い合わせ先	交通部交通規制課許認可係

別紙

[別紙参照]